

附属資料5 第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会・専門部会

(1) 第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

平成26年5月19日

(設置)

第1条 第4次芦屋市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）の総括及び検証を行うとともに、第4次芦屋市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するため、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 前期基本計画の総括及び検証を行うこと。
- (2) 後期基本計画を策定すること。
- (3) その他総合計画の策定に係る調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会及びワーキングチーム)

第5条 委員会には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、専門部会及びワーキングチームを置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 7 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合計画の策定等に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が後期基本計画の案を策定した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

(2) 委員名簿

【第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会名簿】（平成27年7月1日現在）

役 割	所 属	氏 名
委員長	市長	山 中 健
副委員長	副市長	佐 藤 徳 治
委 員	教育長	福 岡 憲 助
	技監	宮 内 勇 児
	企画部長	米 原 登己子
	総務部長	山 口 謙 次
	総務部参事（財務担当部長）	脇 本 篤
	市民生活部長	北 川 加津美
	福祉部長	寺 本 慎 児
	こども・健康部長	三 井 幸 裕
	都市建設部長	辻 正 彦
	都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）	山 城 勝
	会計管理者	西 本 賢 史
	上下水道部長	青 田 悟 朗
	市立芦屋病院事務局長	古 田 晴 人
	消防長	樋 口 文 夫
	教育委員会管理部長	岸 田 太
教育委員会学校教育部長	北 野 章	
教育委員会社会教育部長	中 村 尚 代	

【第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会 専門部会】(平成27年7月1日現在)

◎が部会長, ○が副部会長

部会	部名	所 属	氏 名
総務部会	企画部		
		市長室長	今 石 佳 太
		◎ 政策推進課長	奥 村 享 央
		企画部主幹 (総合政策担当)	稗 田 康 晴
		情報政策課長	野々村 孝 誠
		広報国際交流課長	鈴 木 和 美
		お困りです課長	浅 野 令 子
		市民参画課長	山 田 弥 生
	総務部		
		○ 文書法制課長	田 中 尚 美
		総務部主幹 (法制担当)	余 吾 康 幸
		人事課長	安 達 昌 宏
		職員課長	上 田 剛
		用地管財課長	朝 生 充 治
		契約検査課長	宮 崎 哲 郎
		総務部主幹 (検査担当)	高 松 良 二
	総務部(財務担当)		
		財政課長	森 田 昭 弘
		課税課長	西 嘉 成
		債権管理課長	平 野 雅 之
	会計課		
	会計課長	寺 田 彰 洋	

部会	部 名	所 属	氏 名
市民生活部会	市民生活部		
		○ 人権推進課長	木 間 慶 一
		男女共同参画推進課長	福 島 貴 美
		市民課長	大 野 進
		経済課長	近 田 真 司
		保険課長	阪 元 靖 司
		上宮川文化センター長	阪 下 幸 雄
		◎ 環境課長	長 岡 良 徳
		収集事業課長	大 上 勉
		環境施設課長	山 中 辰 則
		市民生活部主幹 (環境施設担当)	藪 田 循 一

部会	部 名	所 属	氏 名
福祉部会	福祉部		
		◎ 社会福祉課長	広 瀬 香
		地域福祉課長	細 井 洋 海
		福祉センター長	岡 田 きよみ
		生活援護課長	中 西 勉
		障害福祉課長	鳥 越 雅 也
		高齢介護課長	西 村 雅 代
		福祉部主幹 (福祉公社担当)	中 山 裕 雅
	こども・健康部		
		○ 子育て推進課長	伊 藤 浩 一
		こども・健康部主幹 (こども担当)	茶 嶋 奈 美
		こども・健康部主幹 (新制度推進担当)	和 泉 みどり
		健康課長	越 智 恭 宏
市立芦屋病院			
	芦屋病院総務課長	北 條 晋	

部会	部 名	所 属	氏 名
建設部会	都市建設部		
		◎ 建設総務課長	柿 原 浩 幸
		道路課長	西 村 仁
		公園緑地課長	足 立 寛
		防災安全課長	津 賀 学
	都市建設部(都市計画・開発事業担当)		
		都市計画課長	東 実
		建築指導課長	島 津 久 夫
		建築課長	森 本 勝 則
		都市整備課長	山 城 勝
		住宅課長	田 嶋 修
	上下水道部		
		○ 下水道課長	岩 崎 満
		下水処理場長	米 村 昌 純
		水道管理課長	高 橋 正 治
		水道業務課長	下 岡 信 二
		上下水道部主幹 (料金担当)	谷 牛 薫
		水道工務課長	山 下 徳 正
	消防本部		
		消防本部総務課長	吉 岡 幸 弘
		警防課長	小 林 照 信
		消防本部主幹 (通信装備担当)	向 堂 晋 治
		救急課長	松 代 洋 史
	予防課長	福 田 隆 文	

部会	部名	所属	氏名
教育部会	教育委員会管理部		
		◎ 管理部管理課長	坂 惠 弘 実
		教職員課長	富 田 泰 起
		管理部主幹 (教職員人事担当)	井 岡 祥 一
	学校教育部		
		○ 学校教育課長	荒 谷 芳 生
		学校教育部主幹 (学校教育指導担当)	山 田 耕 治
		学校教育部主幹 (学校教育指導担当)	中 塚 景 子
		打出教育文化センター長	永 松 博 文
	社会教育部		
		生涯学習課長	長 岡 一 美
		スポーツ推進課長	木 野 隆
		青少年育成課長, 青少年愛護センター長	田 中 徹
		市民センター長, 公民館長	高 田 浩 志
		図書館長	丸 尾 恵 子

【公募による職員ワーキング】（平成26年4月1日現在）

係長 7名 一般職 4名 合計 11名

所属	氏名
情報政策課	永 田 佳 嗣
広報国際交流課	小 林 明 子
保険課	森 本 真 司
環境課	阿 南 龍 虎
高齢福祉課	下 條 純
介護保険課	矢 代 直 也
こども政策課	田 中 孝 之
道路課	小 山 陽 光
都市整備課	梅 木 宏 二
警防課	河 津 卓 郎
生涯学習課	宇 田 明日香

2 開催状況

(平成 26 年 8 月～平成 27 年 11 月)

【策定委員会開催日】

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 8 月 28 日(木)
第 2 回	平成 27 年 2 月 17 日(火)
第 3 回	平成 27 年 5 月 11 日(月)
第 4 回	平成 27 年 6 月 3 日(水)
第 5 回	平成 27 年 9 月 25 日(金)
第 6 回	平成 27 年 11 月 9 日(月)

【専門部会開催日】

(全体会)

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 8 月 29 日(金)

(福祉部会)

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 10 月 27 日(月)
第 2 回	平成 26 年 11 月 6 日(木)
第 3 回	平成 26 年 11 月 27 日(木)

(総務部会)

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 10 月 31 日(金)
第 2 回	平成 26 年 11 月 12 日(水)
第 3 回	平成 26 年 11 月 27 日(木)

(建設部会)

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 11 月 4 日(火)
第 2 回	平成 26 年 11 月 11 日(火)
第 3 回	平成 26 年 12 月 1 日(月)

(市民生活部会)

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 10 月 27 日(月)
第 2 回	平成 26 年 11 月 12 日(水)
第 3 回	平成 26 年 11 月 27 日(木)

(教育部会)

回数	日程
第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日(金)
第 2 回	平成 26 年 11 月 13 日(木)
第 3 回	平成 26 年 11 月 28 日(金)

【専門部会員による「施策目標」ごとのワーキング開催日】

会議の名称	日程	会議の名称	日程
施策目標 1-1	平成 26 年 12 月 17 日 (水)	施策目標 9-1	平成 27 年 1 月 8 日 (木)
施策目標 1-2	平成 27 年 1 月 7 日 (水)	施策目標 9-2	平成 26 年 12 月 16 日 (火)
施策目標 1-3	平成 27 年 1 月 7 日 (水)	施策目標 10-1	平成 26 年 12 月 24 日 (水)
施策目標 2-1	平成 26 年 12 月 18 日 (木)	施策目標 10-2	平成 26 年 12 月 17 日 (水)
施策目標 2-2	平成 26 年 12 月 18 日 (木)	施策目標 11-1	平成 26 年 12 月 19 日 (金)
施策目標 3-1	平成 26 年 12 月 25 日 (木)	施策目標 11-2	平成 26 年 12 月 19 日 (金)
施策目標 3-2	平成 27 年 1 月 21 日 (水)	施策目標 12-1	平成 26 年 12 月 24 日 (水)
施策目標 4-1	平成 26 年 12 月 16 日 (火)	施策目標 12-2	平成 26 年 12 月 18 日 (木)
施策目標 4-2	平成 26 年 12 月 22 日 (月)	施策目標 12-3	平成 26 年 12 月 17 日 (水)
施策目標 4-3	平成 26 年 12 月 22 日 (月)	施策目標 13-1	平成 26 年 12 月 19 日 (金)
施策目標 5-1	平成 26 年 12 月 17 日 (水)	施策目標 13-2	平成 26 年 12 月 18 日 (木)
施策目標 5-2	平成 26 年 12 月 26 日 (金)	施策目標 13-3	平成 26 年 12 月 17 日 (水)
施策目標 6-1	平成 26 年 12 月 26 日 (金)	施策目標 14-1	平成 27 年 1 月 14 日 (水)
施策目標 6-2	平成 27 年 1 月 8 日 (木)	施策目標 14-2	平成 26 年 12 月 26 日 (金)
施策目標 7-1	平成 26 年 12 月 16 日 (火)	施策目標 15-1	平成 26 年 12 月 18 日 (木)
施策目標 7-2	平成 26 年 12 月 26 日 (金)	施策目標 15-2	平成 26 年 12 月 25 日 (木)
施策目標 7-3	平成 26 年 12 月 26 日 (金)		
施策目標 8-1	平成 27 年 1 月 8 日 (木)		
施策目標 8-2	平成 26 年 12 月 25 日 (木)		

【専門部会員による「目標とする 10 年後の芦屋の姿」ごとのワーキング開催日】

会議の名称	日程	会議の名称	日程
10 年後の芦屋の姿 1	平成 27 年 4 月 20 日 (月)	10 年後の芦屋の姿 9	平成 27 年 4 月 14 日 (火)
10 年後の芦屋の姿 2	平成 27 年 4 月 21 日 (火)	10 年後の芦屋の姿 10	平成 27 年 4 月 16 日 (木)
10 年後の芦屋の姿 3	平成 27 年 4 月 16 日 (木)	10 年後の芦屋の姿 11	平成 27 年 4 月 21 日 (火)
10 年後の芦屋の姿 4	平成 27 年 4 月 20 日 (月)	10 年後の芦屋の姿 12	平成 27 年 4 月 13 日 (月)
10 年後の芦屋の姿 5	平成 27 年 4 月 13 日 (月)	10 年後の芦屋の姿 13	平成 27 年 4 月 20 日 (月)
10 年後の芦屋の姿 6	平成 27 年 4 月 17 日 (金)	10 年後の芦屋の姿 14	平成 27 年 4 月 14 日 (火)
10 年後の芦屋の姿 7	平成 27 年 4 月 16 日 (木)	10 年後の芦屋の姿 15	平成 27 年 4 月 13 日 (月)
10 年後の芦屋の姿 8	平成 27 年 4 月 16 日 (木)		

【公募による職員ワーキング開催日】

回数	日程
第1回	平成26年10月17日(金)
第2回	平成26年11月7日(金)
第3回	平成26年12月1日(月)
第4回(作業部会A)	平成26年12月12日(金)
第4回(作業部会B)	平成26年12月4日(木)
第5回(作業部会A)	平成26年12月15日(月)
第5回(作業部会B)	平成26年12月15日(月)
第6回	平成26年12月22日(月)
第7回	平成27年1月8日(木)
第8回	平成27年1月9日(金)

(作業部会A) まちづくり・防災

(作業部会B) 地域づくり・情報発信

策定委員会 6回

専門部会全体会 1回

総務部会 3回

市民生活部会 3回

福祉部会 3回

建設部会 3回

教育部会 3回

専門部会員による「施策目標」ごとのワーキング 35回

専門部会員による「目標とする10年後の芦屋の姿」ごとのワーキング 15回

公募による職員ワーキング 10回

計 82回